

事務連絡
令和3年12月3日

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

内閣官房副長官補室
デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）
厚生労働省健康局健康課予防接種室

「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の利用にあたって、市区町村には、「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」（以下「確認事項」という。）に同意いただいております（令和3年3月22日付で内閣官房IT総合戦略室より発出した事務連絡「ワクチン接種記録システム（VRS）への御協力をお願い」において同意をお願いし、調査・照会システムで全市町村から同意をいただいております）。

今般、

- ①新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の電子交付機能の運用の開始
 - ②VRSによる他自治体への接種記録照会の運用の変更に伴う機能の変更
- に伴い確認事項が別紙1、別紙2及び別紙7のとおり変更・追加となります。

市区町村におかれましては、確認事項の変更・追加内容を確認いただき、その内容に同意（法令上必要な決裁手続を行うことを含みます。）の上、接種証明書の電子交付機能及び変更後の他自治体への接種記録照会の機能を利用していただくこととなります。

1. お願い事項

（1）確認事項の変更・追加内容の確認

主な変更点、追加内容は、以下のとおりです。

- ①接種証明書の電子交付機能の追加により、個人から特定個人情報の提供を受けることを含めた特定個人情報等の取扱いをミラボ社に委託することとなることに伴う変更【別紙1】※新旧対照表は【別紙7】
- ②VRSによる他自治体への接種記録照会にあたって本人同意が不要となることに伴う確認

事項の追加【別紙2】

なお、接種証明書の電子交付機能の追加に伴い、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、デジタル庁は、本件業務委託契約書（仕様書を含む）の内容の一部及び本覚書の変更箇所のほか、必要な資料（接種証明書の電子交付機能における本人確認の番号法上の整理、接種証明書の電子交付機能における特定個人情報の保護のための措置、電子交付アプリの個人向け利用規約（案）・プライバシーポリシー（案）等）を別紙3～6、8～12のとおりお示し致します。

また、VRSによる他自治体への接種記録照会にあたって本人同意が不要となることに係る番号法上の法的整理を別紙13のとおりお示し致します。

追加で情報が必要となる場合は、デジタル庁へお問い合わせください。

（2）確認事項への同意の方法

VRSの自治体メニューに（1）①及び②の事項への同意を行う新機能（以下、「同意機能」という。）を12月中旬に実装予定です。同意を行う方法は、同意機能リリース時に別途事務連絡にてお知らせ致します。同意機能で同意をしていただくことで接種証明書の電子交付機能及び本人同意なしでの他自治体への接種記録照会機能が利用可能となります。

なお、同意していない場合は以下のとおりとなることを想定しています。

【接種証明書の電子交付機能】

個人が電子交付アプリから発行を申請すると「この自治体では、まだアプリでの発行を開始していません。恐れ入りますが、自治体の発行方法を確認の上、手続きをお願いします。」といったメッセージがアプリに表示されます。

【他自治体への接種記録照会機能】

現行と同様本人同意を取得の上、本人同意のチェックボックスにチェックを入れることで照会可能となります。照会先の自治体が同意していない場合、本人同意のチェックボックスにチェックを入れないと照会を行うことができません。照会先の自治体が同意していない場合でも、本人同意を取得の上本人同意のチェックボックスにチェックを入れることで照会可能となります。

（3）スケジュール

接種証明書の電子交付機能の実装（アプリのリリース）、接種記録照会の機能変更ともに12月中下旬の予定です。具体的な提供開始日は別途お知らせいたしますが、可能な限り提供開始日までに法令上必要な決裁手続きなどを行って頂くようお願い致します。

なお、具体的な操作方法についても提供開始日と併せてお示しいたします。

2. 添付資料

- ・【別紙1】新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項
- ・【別紙2】新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（特定個人情報等の提供の運用変更に伴う追加分）
- ・【別紙3】ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約理由

- ・【別紙 4】ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書（抜粋）
- ・【別紙 5】ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する仕様書（抜粋）
- ・【別紙 6】ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書
- ・【別紙 7】新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項等 新旧対照表
- ・【別紙 8】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における本人確認の番号法上の整理
- ・【別紙 9】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における特定個人情報保護のための措置
- ・【別紙 10】新型コロナワクチン接種証明書アプリ利用規約（案）
- ・【別紙 11】新型コロナワクチン接種証明書アプリプライバシーポリシー（案）
- ・【別紙 12】予防接種に関する事務概要 全体図
- ・【別紙 13】VRS による他自治体への接種記録照会にあたって本人同意が不要となることに係る番号法上の整理

連絡先

デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）

市川・小泉・伊藤

メールアドレス : digitalvaccine@digital.go.jp

新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項

令和 3 年 12 月 3 日

(目的)

第 1 条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、デジタル庁（令和 3 年 8 月 31 日以前においては、内閣官房情報通信技術総合戦略室とし、令和 3 年 9 月 1 日以降においては、デジタル庁とする。以下同じ。）が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（個人からインターネットを通じて新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を個人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とする機能（以下「電子交付機能」という。）を含む。以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。

(各主体の契約又は規約上の関係)

第 2 条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。

(1) デジタル庁とミラボ社との関係

デジタル庁は、VRS の開発、運用及び保守をミラボ社に委託する契約（その変更契約を含む。以下「本件業務委託契約」という。）及びそれに関連し締結される「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」（その変更の覚書を含む。以下「本覚書」という。）に基づきその業務の監督を行います。

(2) デジタル庁と市区町村との関係

デジタル庁は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第 4 条第 1 項に定める VRS の各機能（以下「VRS の機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

(3) ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、VRS を通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 個人情報とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関保有個人情報保護法」といいます。以下、同じ。）第 2 条第 2 項に規定する「個人情報」をいいます。

(2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。)第 2 条第 8 項に規定する「特定個人情報」をいいます。

(3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意(法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。)のうえ、VRS を利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、デジタル庁は、デジタル庁がVRS の開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書(仕様書を含む)の内容の一部及び本覚書等を市区町村に対して示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、デジタル庁へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第 3 条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、VRS を通じて、特定個人情報等の取扱い(電子交付機能における番号法上の本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置を含む。)をミラボ社に委託することとします。VRS を通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。

(2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。

(3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書(仕様書を含む)及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、VRS の保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の実地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。

(4) デジタル庁が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRS の保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。

(5) 市区町村(以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。)は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRS に記録されている情報保有市区町村が保有す

る特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村（以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。）へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がVRSに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、VRSの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。

(6) 市区町村（以下、本号において「住所地市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「接種地市区町村」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。

2 市区町村は、本規約への同意により、前項（5）及び（6）についても同意したものとみなします。

(VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報)

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力をお願い」（令和3年3月5日付内閣官房IT総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。）2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能（電子交付機能を含む。）とし、変更がある場合にはデジタル庁が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

2 VRSの接種証明書の発行機能（電子交付機能を含む。）により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。

3 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1-2に示す項目その他デジタル庁が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。

4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国（デジタル庁に限らない）又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。

5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。

6 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、国又は都道府県は第4項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

(V R Sにおいて管理する情報の管理方法)

第5条 市区町村は、V R Sにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。

2 V R Sの機能において前項の行為を行うことができない場合、市区町村は、デジタル庁に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、デジタル庁は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。

3 市区町村は、V R Sにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

(デジタル庁の責任)

第6条 デジタル庁は、V R Sの機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びV R Sの機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「V R Sタブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がV R Sの機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合及び電子交付機能の利用規約の免責事項に列挙されている事項を除きます。

2 デジタル庁は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第2条(1)に規定する関係に基づき、協力するものとします。

(情報到達の責任分界点)

第7条 市区町村からV R Sへ送信された情報は、当該情報がV R Sに記録された時にV R Sに到達したものとみなします。

2 V R Sから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

(通信経路の責任分界点)

第8条 L G - W A N回線を通信経路とする場合におけるデジタル庁の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点からV R Sまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。

2 L G - W A N回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町

村が責任を負うものとしします。

- 3 インターネット回線を通信経路とする場合（VRSタブレット端末から接続する場合に限る。）におけるデジタル庁の責任の範囲は、VRSタブレット端末からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとしします。
- 4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

（市区町村の責任）

第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がVRSの機能を利用させる者（以下「システム利用者」という。）のVRSの利用を管理しなくてはならないものとしします。

- (1) VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- (2) VRSが不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他のデジタル庁が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及びパスワード、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること
- (3) (2)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること
- (4) (2)のほか、システム利用者がVRSを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと

2 市区町村は、VRSタブレット端末の返却までの間においては、VRSタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとしします。なお、VRSタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとしします。

3 市区町村は、電子交付機能を通じて個人から提供を受けた特定個人情報等について、接種種証明書の交付に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用しないものとしします。

（緊急時の措置）

第10条 ミラボ社は、デジタル庁の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRSの全部または一部の機能を停止することがあります。

（その他）

第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、デジタル庁は市区町

村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。

2 市区町村による本規約への同意は、別途デジタル庁が示す方法により行うこととします。

以上

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約理由

1. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の随意契約理由

- 契約当事者は、複雑な予防接種スケジュールを自動調整できるといった予防接種の円滑化に必要な高度な技術を有するなど予防接種事務の専門的な知見を有すること、予防接種に関する管理等を行うためのシステム開発の実績を有する個人情報（マイナンバー含む）を取扱う高度なセキュリティを実装したシステムの開発等の実績を有することといった要件を具備すると判断されたこと、必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在せず、会計法第29条の3第4項に該当すると考えられたことから、本件契約の締結に至った。

2. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の変更契約理由

- 接種証明書の電子交付は、VRSに記録された個人の接種記録を活用する仕組みであることを前提として、VRSで管理されている情報を提供する仕組みであり、VRSとシステム上密接不可分であり、VRSから直接必要な情報を提供する仕組みとすることがシステム上も効率的であるとともに、情報管理の観点からも望ましいことからVRSの機能追加としてワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式の変更契約により対応した。

以上

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書（抜粋）

支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 齊藤 馨（以下「甲」という。）と、株式会社ミラボ 代表取締役 谷川 一也（以下「乙」という。）とは、下記の条項によりワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式（以下「業務」という。）に関する契約を締結する。

記

（関係法令上の責任）

第 17 条 乙は、業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法の他、同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

（再委託の制限）

第 20 条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書（別記様式）を、部局長を経由して甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。

4 再委託の内容が業務の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、前二項の承認を要しないものとする。

5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託した場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

（個人情報の取扱い）

第 22 条 乙は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託されたもの（以下「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 乙は、行政機関保有個人情報保護法第 54 条により、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは罰則が課されることを認識し、また、乙において個人情報の取扱いの業務に従事する者に認識させなければならない。

以上

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する仕様書（抜粋）

1 概要

(3) 基本事項

ニ その他

② 個人情報の取り扱い

本システムではマイナンバーを使って接種状況等の管理を補助する。

このため、マイナンバー法、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の規律に基づいて適切な安全管理及び個人情報保護措置を講じるとともに、政府のセキュリティガイドラインに沿って必要なサイバーセキュリティ対策を講じること。

特に、本システムに格納される個人情報は、住民登録のある自治体毎の管理とし、厳格なアクセス制御を行うこと。

③ ログの管理

アクセス記録やシステム稼働状況等のログを継続的に取得・保存し、必要に応じて、逐次状況把握を行うことで、処理数の把握やトラブル時の緊急対応等に資する仕組みを実装する。

2. 機能要件

(13) 不正操作対策

画面入力する場合、不正な入力を防止する機能を実装すること。

詳細は別途当室を協議の上、決定すること。

(14) 接種証明書の発行

- ・接種履歴情報及び別に入力する情報（ローマ字氏名ほか）を基に（中略）接種証明書を発行できる機能を実装すること。また、国際的な動向を踏まえて、記載事項の真正性を担保するための電子署名を付加した2次元コードを生成し、証明書に含めるなどの工夫をすること。
- ・接種対象者本人からインターネットを通じて、接種証明書の発行申請を受け付けること。入力事項の真正性を担保するために、マイナンバーカードの券面入力補助 AP、パスポート券面の OCR による読取を実装すること。
- ・発行された証明書を、接種対象者本人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とすること。
- ・詳細は別途当室と協議の上、決定すること。

3. 作業の実施内容に関する事項

(3) 情報セキュリティ

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(サイバーセキュリティ戦略本部決定)に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること(以下基本事項)。

イ 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。

ロ セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。

ハ 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、リリース前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。

ニ 不正行為の検知発生原因の特定に用いるために、ワクチン接種管理システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、契約終了後1年間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。

ホ ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。

ヘ 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じること。

(4) 情報セキュリティ監査

イ 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当室が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当室が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受注者は受け入れること。

ロ 本システムに当室の意図しない変更が行われる不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、委託元及び委託元が指定する組織等と連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制を当室が書類等で確認できること。

ハ 再委託を行う場合は、再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について当室の確認(立入調査)を随時受け入れること。

(5) 情報セキュリティの管理体制について

イ 情報システムの設計、構築、運用、保守工程において、当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。

ロ 当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具

体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。

- ハ 情報システムに当室の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当室と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。

情報システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

- ニ 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
- ホ 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。
- ヘ 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
- ト 不正な変更が発見された場合に、当省と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

- チ 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を当室に提出し、承認を得なければならない。

- リ 前項は、受注者が再委託先を変更する場合その他の事由により、当室から承認を受けた内容を変更する場合において準用する。

- ヌ 当室の許可なく、作業の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、当室が許可した場合には、受注者は、当室との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、当室に報告すること。

- ル 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受注者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に当室の担当者と調整し、指示に従うこと。再委託先に対しては、適切な閲覧（アクセス）権限管理を実施す

るとともに、情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整するなどの手続方法について合意すること。

ヲ 受注者は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

ワ 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について当室の承認を得なければならない。

カ 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定することが望ましい。

(6) 情報セキュリティに係る資料の提出

イ 受注者は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績及び国籍に関する情報について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ロ 委託事業の運用に係る要員を限定すること。また、全ての要員の所属、専門性（資格など）、実績及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。委託事業の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に当室の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。

ハ 運用に係る者の所属（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、委託事業に従事する全ての要員）、実績（経験年数、資格等）及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ニ 再委託を行う場合には、受注者は、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ホ 前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についての情報を、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ヘ 再委託を行う場合、受注者は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績・国籍等に関する情報の提供を当室との協議の上、必要と判断された場合は行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを当室の担当者に報告し、許可（又は確認）を得ること。

以上

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書

契約担当官 会計担当内閣参事官 齋藤 馨（以下「甲」という。）と株式会社ミラボ（以下「乙」という。）が令和 3 年 2 月 17 日付で締結した、ワクチン接種記録システム（以下「本システム」という。）の開発・運用保守業務一式に関する契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての特定個人情報等の取扱いについては、本覚書（その変更の覚書を含む。）によるものとする。

（本覚書の目的）

第 1 条 本覚書は、本契約の仕様書 1（3）ニ②「個人情報の取り扱い」において、乙が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の規律及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（平成 26 年 12 月 18 日個人情報保護委員会）に基づき講ずべき安全管理及び個人情報保護措置の具体的内容を確認する目的で締結する。

（定義）

第 2 条 本覚書における個人情報とは、乙が収集する情報のうち、行政機関保有個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。

2 本覚書における特定個人情報とは、乙が収集する情報のうち、番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

3 本覚書における特定個人情報等とは、第 1 項に規定する個人情報及び第 2 項に規定する特定個人情報をいう。

（業務等の特殊性の確認）

第 3 条 本システムの運用・保守に当たって、乙が取得する特定個人情報等は、本システムの利用者たる地方公共団体又は個人から直接、乙に対し提供されるものであり、甲が乙に対し提供するものではないことを確認する。

2 乙は、地方公共団体又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本契約及び本覚書に従って管理するものとする。

（特定個人情報等の取扱い）

第4条 乙は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人、甲、及び地方公共団体の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、これらの者以外に特定個人情報等を取り扱わせてはならない。

(管理体制等の報告)

第5条 乙は、特定個人情報等について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、甲の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、特定個人情報等を第三者(当該特定個人情報等を提供した地方公共団体又は個人自身は除く)に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第7条 乙は、特定個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集及び保管)

第8条 乙は、業務等进行处理するために個人情報等を収集するとき(地方公共団体又は個人から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集し、これを保管しなければならない。

2 乙は、業務等进行处理するために特定個人情報を収集するとき(地方公共団体又は個人から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、番号法の定める方法により収集し、これを保管しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、甲又は個人本人の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、番号法の定めるときを除き、特定個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持出し等について)

第10条 乙は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(複写等の禁止)

第11条 乙は、甲の指示又は承諾があるとき若しくは番号法の定めるところにより業務等処理するために行政機関等に提供するときを除き、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第12条 乙は、甲の承諾があるときを除き、特定個人情報等を取扱う業務等について、他に委託し又は請け負わせ(他に委託を受ける者又は請け負いを受ける者が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)てはならない。

2 乙は、前項の規定に基づき他に委託し、又は請け負わせる場合には、その委託を受ける者又は請け負いを受ける者に対して、本特約条項に規定する乙の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合、その委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第13条 乙は、乙自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに当該特定個人情報等を提供した地方公共団体に返還し又は引渡さなければならない。

2 乙は、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、甲又は当該特定個人情報等を提供した地方公共団体の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第14条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第 15 条 乙は、特定個人情報等の管理の状況について、甲が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が 1 年以上の場合においては契約の始期から 6 か月後の月末までに(以降は、直近の報告から 1 年後の月末までに)、書面(別紙様式 2)により報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の報告その他特定個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、乙はそれに協力しなければならない。なお、甲は、必要に応じて地方公共団体に甲の代わりに調査を行わせることができるものとする。

3 乙は、第 1 項の報告の確認又は前項の調査の結果、特定個人情報等の管理の状況について、甲が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(本契約との関係)

第 17 条 本覚書は、本契約の効力を失わせるものではなく、双方ともに効力を有するものとする。ただし、本契約と本覚書で明らかな矛盾がある場合は、本覚書が優先するものとする。

2 個人情報に関する本契約第 22 条は、本覚書に矛盾しない範囲で、特定個人情報にも準用されるものとする。この場合において、同条第 4 項に記載の「行政機関保有個人情報保護法第 54 条」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 49 条」と読み替えるものとする。

(管轄合意)

第 18 条 本覚書に関連する紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

上記覚書を証するため本覚書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

(契約締結日、当事者の署名・押印 略)

新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項 新旧対照表（令和3年12月3日改定）

新	旧
<p>新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項</p> <p style="text-align: right;"><u>令和3年12月2日</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、<u>デジタル庁（令和3年8月31日以前においては、内閣官房情報通信技術総合戦略室とし、令和3年9月1日以降においては、デジタル庁とする。以下同じ。）</u>が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（<u>個人からインターネットを通じて新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を個人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とする機能（以下「電子交付機能」という。）を含む。</u>以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。</p> <p>(各主体の契約又は規約上の関係)</p> <p>第2条 <u>デジタル庁</u>、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>デジタル庁</u>とミラボ社との関係</p> <p><u>デジタル庁</u>は、VRSの開発、運用及び保守をミラボ社に委託する契約（その<u>変更契約を含む。</u>以下「本件業務委託契約」という。）及びそれに関</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、<u>内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT室」という。）</u>が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。</p> <p>(各主体の契約又は規約上の関係)</p> <p>第2条 <u>IT室</u>、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>IT室</u>とミラボ社との関係</p> <p><u>IT室</u>は、VRSの開発、運用及び保守をミラボ社に委託する契約（以下「本件業務委託契約」といいます。）及びそれに関連し締結される「ワク</p>

連し締結される「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」(その変更の覚書を含む。以下「本覚書」という。)に基づきその業務の監督を行います。

(2) デジタル庁と市区町村との関係

デジタル庁は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能(以下「VRSの機能」という。)を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

(3) ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、VRSを通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 個人情報とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関保有個人情報保護法」といいます。以下、同じ。)第2条第2項に規定する「個人情報」をいいます。

(2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。

(3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意(法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。)のうえ、VRSを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、デジタル庁は、デジタル庁がVRSの開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書(仕様書を含む)の内容の一部及び本覚書等を市区町村に対して

示すものとする。デジタル庁は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能(以下「VRSの機能」という。)を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

(2) IT室と市区町村との関係

IT室は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能(以下「VRSの機能」という。)を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

(3) ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、VRSを通じて市区町村から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 個人情報とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関保有個人情報保護法」といいます。以下、同じ。)第2条第2項に規定する「個人情報」をいいます。

(2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。

(3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意(法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。)のうえ、VRSを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、IT室は、IT室がVRSの開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書(仕様書を含む)の内容の一部及び本覚書を市区町村に対して示すものと

示すものとし、追加で情報が必要となる場合は、デジタル庁へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第3条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、VRSを通じて、特定個人情報等の取扱い (電子交付機能における番号法上の本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置を含む。)をミラボ社に委託することとします。VRSを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとし、
- (2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとし、
- (3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書(仕様書を含む)及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、VRSの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとし、ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとし、また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の現地検査及び報告要求を不要とすることができるものとし、

し、追加で情報が必要となる場合は、IT室へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第3条 IT室、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。なお、この条の記載については、内閣府番号制度担当室との協議を行っています。

- (1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、VRSを通じて、特定個人情報等の取扱いをミラボ社に委託することとします。VRSを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとし、
- (2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとし、
- (3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書(仕様書を含む)及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、VRSの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとし、ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとし、また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の現地検査及び報告要求を不要とすることができるものとし、

(4) デジタル庁が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。

(5) 市区町村(以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。)は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている情報保有市区町村が保有する特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村(以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。)へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がVRSに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、VRSの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。

(6) 市区町村(以下、本号において「住所地市区町村」といいます。)は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村(以下、本号において「接種地市区町村」という。)から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。

2 市区町村は、本規約への同意により、前項(5)及び(6)についても同意したものとみなします。

(VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報)

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination

(4) IT室が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。

(5) 市区町村(以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。)は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている情報保有市区町村が保有する特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村(以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。)へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がVRSに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、VRSの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。

(6) 市区町村(以下、本号において「住所地市区町村」といいます。)は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村(以下、本号において「接種地市区町村」という。)から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。

2 市区町村は、本規約への同意により、前項(5)及び(6)についても同意したものとみなします。

(VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報)

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination

Record System)への御協力のお願い」(令和3年3月5日付内閣官房IT総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。)2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能(電子交付機能を含む。)とし、変更がある場合にはデジタル庁が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

2 VRSの接種証明書の発行機能(電子交付機能を含む。)により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。

3 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1-2に示す項目その他デジタル庁が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。

4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国(デジタル庁に限らない)又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。

5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。

6 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、国又は都道府県は第4項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

(VRSにおいて管理する情報の管理方法)

第5条 市区町村は、VRSにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限

Record System)への御協力のお願い」(令和3年3月5日付内閣官房IT総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。)2①から⑥までに示されたものとし、変更がある場合にはIT室が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

(新設)

2 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1-2に示す項目その他IT室が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。

3 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国(IT室に限らない)又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。

4 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。

5 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、国又は都道府県は第3項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

(VRSにおいて管理する情報の管理方法)

第5条 市区町村は、VRSにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限

を有するものとします。

2 VRSの機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、デジタル庁に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、デジタル庁は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。

3 市区町村は、VRSにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

(デジタル庁の責任)

第6条 デジタル庁は、VRSの機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びVRSの機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「VRSタブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がVRSの機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合及び電子交付機能の利用規約の免責事項に列挙されている事項を除きます。

2 デジタル庁は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第2条（1）に規定する関係に基づき、協力するものとします。

(情報到達の責任分界点)

第7条 市区町村からVRSへ送信された情報は、当該情報がVRSに記録された時にVRSに到達したものとみなします。

2 VRSから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

を有するものとします。

2 VRSの機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、IT室に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、IT室は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。

3 市区町村は、VRSにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

(IT室の責任)

第6条 IT室は、VRSの機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びVRSの機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「VRSタブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がVRSの機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合を除きます。

2 IT室は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第2条（1）に規定する関係に基づき、協力するものとし

(情報到達の責任分界点)

第7条 市区町村からVRSへ送信された情報は、当該情報がVRSに記録された時にVRSに到達したものとみなします。

2 VRSから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

(通信経路の責任分界点)

第8条 LG-WAN回線を通信経路とする場合におけるデジタル庁の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処(損害の賠償等を含む。)及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。

2 LG-WAN回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処(損害の賠償等を含む。)及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。

3 インターネット回線を通信経路とする場合、(VRSタブレット端末から接続する場合に限る。)におけるデジタル庁の責任の範囲は、VRSタブレット端末からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処(損害の賠償等を含む。)及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。

4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

(市区町村の責任)

第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がVRSの機能を利用させる者(以下「システム利用者」という。)のVRSの利用を管理しなくてはならないものとします。

(1) VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること

(2) VRSが不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他のデジタル庁が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及び

(通信経路の責任分界点)

第8条 LG-WAN回線を通信経路とする場合におけるIT室の責任の範囲は、市区町村の回線とIT室の準備した回線の接続地点からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処(損害の賠償等を含む。)及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、IT室が責任を負うものとします。

2 LG-WAN回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線とIT室の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処(損害の賠償等を含む。)及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。

3 インターネット回線を通信経路とする場合におけるIT室の責任の範囲は、VRSタブレット端末からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処(損害の賠償等を含む。)及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、IT室が責任を負うものとします。

4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

(市区町村の責任)

第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がVRSの機能を利用させる者(以下「システム利用者」という。)のVRSの利用を管理しなくてはならないものとします。

(1) VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること

(2) VRSが不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他のIT室が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及び

<p>及びパスワード、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること</p> <p>(3)(2)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること</p> <p>(4)(2)のほか、システム利用者がVRSを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと</p> <p>2 市区町村は、VRSタブレット端末の返却までの間においては、VRSタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、VRSタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。</p> <p><u>3 市区町村は、電子交付機能を通じて個人から提供を受けた特定個人情報等について、接種種証明書の交付に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用しないものとします。</u></p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第10条 ミラボ社は、<u>デジタル庁</u>の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRSの全部または一部の機能を停止することがあります。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、<u>デジタル庁</u>は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。</p> <p><u>2 市区町村による本規約への同意は、別途デジタル庁が示す方法により行うこととします。</u></p>	<p>パスワード、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること</p> <p>(3)(2)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること</p> <p>(4)(2)のほか、システム利用者がVRSを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと</p> <p>2 市区町村は、VRSタブレット端末の返却までの間においては、VRSタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、VRSタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第10条 ミラボ社は、<u>IT室</u>の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRSの全部または一部の機能を停止することがあります。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、<u>IT室</u>は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

別紙3

1. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の随意契約理由

- 契約当事者は、複雑な予防接種スケジュールを自動調整できるといった予防接種の円滑化に必要な高度な技術を有するなど予防接種事務の専門的な知見を有すること、予防接種に関する管理等を行うためのシステム開発の実績を有する個人情報（マイナンバー含む）を取扱う高度なセキュリティを実装したシステムの開発等の実績を有することといった要件を具備すると判断されたこと、必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在せず、会計法第29条の3第4項に該当すると考えられたことから、本件契約の締結に至った。

2. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の変更契約理由

- 接種証明書の電子交付は、VRSに記録された個人の接種記録を活用する仕組みであることを前提として、VRSで管理されている情報を提供する仕組みであり、VRSとシステム上密接不可分であり、VRSから直接必要な情報を提供する仕組みとすることがシステム上も効率的であるとともに、情報管理の観点からも望ましいことからVRSの機能追加としてワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式の変更契約により対応した。

別紙4

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書

別添

1. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の随意契約理由

- 契約当事者は、複雑な予防接種スケジュールを自動調整できるといった予防接種の円滑化に必要な高度な技術を有するなど予防接種事務の専門的な知見を有すること、予防接種に関する管理等を行うためのシステム開発の実績を有する個人情報（マイナンバー含む）を取扱う高度なセキュリティを実装したシステムの開発等の実績を有することといった要件を具備すると判断されたこと、必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在せず、会計法第29条の3第4項に該当すると考えられたことから、本件契約の締結に至った。

(新設)

2. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書

(抜粋)

支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 齊藤 馨(以下「甲」という。)と、株式会社ミラボ 代表取締役 谷川 一也(以下「乙」という。)とは、下記の条項によりワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式(以下「業務」という。)に関する契約を締結する。

記

(関係法令上の責任)

第 17 条 乙は、業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法の他、同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(再委託の制限)

第 20 条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書(別記様式)を、部局長を経由して甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。

4 再委託の内容が業務の主要部分でない場合(印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合)は、前二項の承認を要しないものとする。

(抜粋)

支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 齊藤 馨(以下「甲」という。)と、株式会社ミラボ 代表取締役 谷川 一也(以下「乙」という。)とは、下記の条項によりワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式(以下「業務」という。)に関する契約を締結する。

記

(関係法令上の責任)

第 17 条 乙は、業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法の他、同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(再委託の制限)

第 20 条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書(別記様式)を、部局長を経由して甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。

4 再委託の内容が業務の主要部分でない場合(印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合)は、前二項の承認を要しないものとする。

5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託した場合において、当該再委託先の相手方(複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。)の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第 22 条 乙は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「行政機関保有個人情報保護法」という。)に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託されたもの(以下「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

4 乙は、行政機関保有個人情報保護法第 54 条により、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは罰則が課されることを認識し、また、乙において個人情報の取扱いの業務に従事する者に認識させなければならない。

別紙 5

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する仕様書(抜粋)

5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託した場合において、当該再委託先の相手方(複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。)の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第 22 条 乙は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「行政機関保有個人情報保護法」という。)に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託されたもの(以下「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

4 乙は、行政機関保有個人情報保護法第 54 条により、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは罰則が課されることを認識し、また、乙において個人情報の取扱いの業務に従事する者に認識させなければならない。

3. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する仕様書(抜粋)

<p>1 概要</p> <p>(3) 基本事項</p> <p>ニ その他</p> <p>② 個人情報の取り扱い</p> <p>本システムではマイナンバーを使って接種状況等の管理を補助する。</p> <p>このため、マイナンバー法、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の規律に基づいて適切な安全管理及び個人情報保護措置を講じるとともに、政府のセキュリティガイドラインに沿って必要なサイバーセキュリティ対策を講じること。</p> <p>特に、本システムに格納される個人情報は、住民登録のある自治体毎の管理とし、厳格なアクセス制御を行うこと。</p> <p>③ ログの管理</p> <p>アクセス記録やシステム稼働状況等のログを継続的に取得・保存し、必要に応じて、逐次状況把握を行うことで、処理数の把握やトラブル時の緊急対応等に資する仕組みを実装する。</p> <p>2. 機能要件</p> <p>(13) 不正操作対策</p> <p>画面入力する場合、不正な入力を防止する機能を実装すること。</p> <p>詳細は別途当室と協議の上、決定すること。</p> <p>(14) 接種証明書の発行</p> <p><u>・接種履歴情報及び別に入力する情報（ローマ字氏名ほか）を基に（中略）接種証明書を発行できる機能を実装すること。また、国際的な動向を踏まえて、記載事項の真正性を担保するための電子署名を付加し</u></p>	<p>1 概要</p> <p>(3) 基本事項</p> <p>ニ その他</p> <p>② 個人情報の取り扱い</p> <p>本システムではマイナンバーを使って接種状況等の管理を補助する。</p> <p>このため、マイナンバー法、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の規律に基づいて適切な安全管理及び個人情報保護措置を講じるとともに、政府のセキュリティガイドラインに沿って必要なサイバーセキュリティ対策を講じること。</p> <p>特に、本システムに格納される個人情報は、住民登録のある自治体毎の管理とし、厳格なアクセス制御を行うこと。</p> <p>③ ログの管理</p> <p>アクセス記録やシステム稼働状況等のログを継続的に取得・保存し、必要に応じて、逐次状況把握を行うことで、処理数の把握やトラブル時の緊急対応等に資する仕組みを実装する。</p> <p>2. 機能要件</p> <p>(13) 不正操作対策</p> <p>画面入力する場合、不正な入力を防止する機能を実装すること。</p> <p>詳細は別途当室を協議の上、決定すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

た2次元コードを生成し、証明書に含めるなどの工夫をすること。

・接種対象者本人からインターネットを通じて、接種証明書の発行申請を受け付けること。入力事項の真正性を担保するために、マイナンバーカードの券面入力補助 AP、パスポート券面の OCR による読取を実装すること。

・発行された証明書を、接種対象者本人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とすること。

・詳細は別途当室と協議の上、決定すること。

3. 作業の実施内容に関する事項

(3) 情報セキュリティ

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(サイバーセキュリティ戦略本部決定)に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること(以下基本事項)。

イ 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。

ロ セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。

ハ 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、リリース前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。

ニ 不正行為の検知発生原因の特定に用いるために、ワクチン接種管理システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、契約終了後1年間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。

ホ ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や

3. 作業の実施内容に関する事項

(3) 情報セキュリティ

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(サイバーセキュリティ戦略本部決定)に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること(以下基本事項)。

イ 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。

ロ セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。

ハ 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、リリース前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。

ニ 不正行為の検知発生原因の特定に用いるために、ワクチン接種管理システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、契約終了後1年間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。

ホ ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や

改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。

へ 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じること。

(4) 情報セキュリティ監査

イ 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当室が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当室が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受注者は受け入れること。

ロ 本システムに当室の意図しない変更が行われる不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、委託元及び委託元が指定する組織等と連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制を当室が書類等で確認できること。

ハ 再委託を行う場合は、再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について当室の確認(立入調査)を随時受け入れること。

(5) 情報セキュリティの管理体制について

イ 情報システムの設計、構築、運用、保守工程において、当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。

ロ 当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出するこ

改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。

へ 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じること。

(4) 情報セキュリティ監査

イ 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当室が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当室が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受注者は受け入れること。

ロ 本システムに当室の意図しない変更が行われる不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、委託元及び委託元が指定する組織等と連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制を当室が書類等で確認できること。

ハ 再委託を行う場合は、再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について当室の確認(立入調査)を随時受け入れること。

(5) 情報セキュリティの管理体制について

イ 情報システムの設計、構築、運用、保守工程において、当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。

ロ 当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出するこ

と。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。

ハ 情報システムに当室の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当室と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。

情報システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

ニ 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。

ホ 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。

ヘ 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。

ト 不正な変更が発見された場合に、当省と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

チ 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を当室に提出し、承認を得なければなら

と。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。

ハ 情報システムに当室の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当室と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。

情報システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

ニ 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。

ホ 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。

ヘ 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。

ト 不正な変更が発見された場合に、当省と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

チ 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を当室に提出し、承認を得なければなら

ない。

リ 前項は、受注者が再委託先を変更する場合その他の事由により、当室から承認を受けた内容を変更する場合において準用する。

ヌ 当室の許可なく、作業の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、当室が許可した場合には、受注者は、当室との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。

また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、当室に報告すること。

ル 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受注者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に当室の担当者と調整し、指示に従うこと。再委託先に対しては、適切な閲覧（アクセス）権限管理を実施するとともに、情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整するなどの手続方法について合意すること。

ヲ 受注者は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

ワ 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について当室の承認を得なければならない。

カ 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定することが望ましい。

ない。

リ 前項は、受注者が再委託先を変更する場合その他の事由により、当室から承認を受けた内容を変更する場合において準用する。

ヌ 当室の許可なく、作業の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、当室が許可した場合には、受注者は、当室との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。

また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、当室に報告すること。

ル 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受注者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に当室の担当者と調整し、指示に従うこと。再委託先に対しては、適切な閲覧（アクセス）権限管理を実施するとともに、情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整するなどの手続方法について合意すること。

ヲ 受注者は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

ワ 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について当室の承認を得なければならない。

カ 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定することが望ましい。

(6) 情報セキュリティに係る資料の提出

イ 受注者は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績及び国籍に関する情報について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ロ 委託事業の運用に係る要員を限定すること。また、全ての要員の所属、専門性（資格など）、実績及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。委託事業の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に当室の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。

ハ 運用に係る者の所属（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、委託事業に従事する全ての要員）、実績（経験年数、資格等）及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ニ 再委託を行う場合には、受注者は、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ホ 前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についての情報を、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ヘ 再委託を行う場合、受注者は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績・国籍等に関する情報の提供を当室との協議の上、必要と判断された場合は行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを当室の担当者に報告し、許可（又は確認）を得ること。

(6) 情報セキュリティに係る資料の提出

イ 受注者は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績及び国籍に関する情報について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ロ 委託事業の運用に係る要員を限定すること。また、全ての要員の所属、専門性（資格など）、実績及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。委託事業の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に当室の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。

ハ 運用に係る者の所属（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、委託事業に従事する全ての要員）、実績（経験年数、資格等）及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ニ 再委託を行う場合には、受注者は、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ホ 前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についての情報を、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ヘ 再委託を行う場合、受注者は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績・国籍等に関する情報の提供を当室との協議の上、必要と判断された場合は行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを当室の担当者に報告し、許可（又は確認）を得ること。

別紙6

ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書

契約担当官 会計担当内閣参事官 齋藤 馨（以下「甲」という。）と株式会社ミラボ（以下「乙」という。）が令和3年2月17日付で締結した、ワクチン接種記録システム（以下「本システム」という。）の開発・運用保守業務一式に関する契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての特定個人情報等の取扱いについては、本覚書（その変更の覚書を含む。）によるものとする。

（本覚書の目的）

第1条 本覚書は、本契約の仕様書1（3）ニ②「個人情報の取り扱い」において、乙が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規律及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（平成26年12月18日個人情報保護委員会）に基づき講ずべき安全管理及び個人情報保護措置の具体的内容を確認する目的で締結する。

（定義）

4. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書

契約担当官 会計担当内閣参事官 齋藤 馨（以下「甲」という。）と株式会社ミラボ（以下「乙」という。）が令和3年2月17日付で締結した、ワクチン接種記録システム（以下「本システム」という。）の開発・運用保守業務一式に関する契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての特定個人情報等の取扱いについては、本覚書によるものとする。

（本覚書の目的）

第1条 本覚書は、本契約の仕様書1（3）ニ②「個人情報の取り扱い」において、乙が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規律及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（平成26年12月18日個人情報保護委員会）に基づき講ずべき安全管理及び個人情報保護措置の具体的内容を確認する目的で締結する。

（定義）

第2条 本覚書における個人情報とは、乙が収集する情報のうち、行政機関保有個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報をいう。

2 本覚書における特定個人情報とは、乙が収集する情報のうち、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

3 本覚書における特定個人情報等とは、第1項に規定する個人情報及び第2項に規定する特定個人情報をいう。

(業務等の特殊性の確認)

第3条 本システムの運用・保守に当たって、乙が取得する特定個人情報等は、本システムの利用者たる地方公共団体又は個人から直接、乙に対し提供されるものであり、甲が乙に対し提供するものではないことを確認する。

2 乙は、地方公共団体又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本契約及び本覚書に従って管理するものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第4条 乙は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人、甲、及び地方公共団体の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、これらの者以外に特定個人情報等を取り扱わせてはならない。

(管理体制等の報告)

第2条 本覚書における個人情報とは、乙が収集する情報のうち、行政機関保有個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報をいう。

2 本覚書における特定個人情報とは、乙が収集する情報のうち、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

3 本覚書における特定個人情報等とは、第1項に規定する個人情報及び第2項に規定する特定個人情報をいう。

(業務等の特殊性の確認)

第3条 本システムの運用・保守に当たって、乙が取得する特定個人情報等は、本システムの利用者たる地方公共団体から直接、乙に対し提供されるものであり、甲が乙に対し提供するものではないことを確認する。

2 乙は、地方公共団体から提供を受けた特定個人情報等を本契約及び本覚書に従って管理するものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第4条 乙は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人、甲、及び地方公共団体の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、これらの者以外に特定個人情報等を取り扱わせてはならない。

(管理体制等の報告)

第5条 乙は、特定個人情報等について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、甲の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、特定個人情報等を第三者(当該特定個人情報等を提供した地方公共団体又は個人自身は除く)に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第7条 乙は、特定個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集及び保管)

第8条 乙は、業務等処理のために個人情報等を収集するとき(地方公共団体又は個人から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集し、これを保管しなければならない。

2 乙は、業務等処理のために特定個人情報を収集するとき(地方公共団体又は個人から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、番号法の定める方法により収集し、これを保管しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、甲又は個人本人の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第5条 乙は、特定個人情報等について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、甲の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、特定個人情報等を第三者(当該特定個人情報等を提供した地方公共団体自身は除く)に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第7条 乙は、特定個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集及び保管)

第8条 乙は、業務等処理のために個人情報等を収集するとき(地方公共団体から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集し、これを保管しなければならない。

2 乙は、業務等処理のために特定個人情報を収集するとき(地方公共団体から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、番号法の定める方法により収集し、これを保管しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、番号法の定めるときを除き、特定個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持出し等について)

第10条 乙は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(複写等の禁止)

第11条 乙は、甲の指示又は承諾があるとき若しくは番号法の定めるところにより業務等を処理するために行政機関等に提供するときを除き、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第12条 乙は、甲の承諾があるときを除き、特定個人情報等を取扱う業務等について、他に委託し又は請け負わせ(他に委託を受ける者又は請け負いを受ける者が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)てはならない。

2 乙は、前項の規定に基づき他に委託し、又は請け負わせる場合には、その委託を受ける者又は請け負いを受ける者に対して、本特約条項に規定する乙の義務を負わせなければならない。

2 乙は、番号法の定めるときを除き、特定個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持出し等について)

第10条 乙は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(複写等の禁止)

第11条 乙は、甲の指示又は承諾があるとき若しくは番号法の定めるところにより業務等を処理するために行政機関等に提供するときを除き、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第12条 乙は、甲の承諾があるときを除き、特定個人情報等を取扱う業務等について、他に委託し又は請け負わせ(他に委託を受ける者又は請け負いを受ける者が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)てはならない。

2 乙は、前項の規定に基づき他に委託し、又は請け負わせる場合には、その委託を受ける者又は請け負いを受ける者に対して、本特約条項に規定する乙の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合、その委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第13条 乙は、乙自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに当該特定個人情報等を提供した地方公共団体に返還し又は引渡さなければならない。

2 乙は、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、甲又は当該特定個人情報等を提供した地方公共団体の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第14条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第15条 乙は、特定個人情報等の管理の状況について、甲が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合、その委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第13条 乙は、乙自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに当該特定個人情報等を提供した地方公共団体に返還し又は引渡さなければならない。

2 乙は、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、甲又は当該特定個人情報等を提供した地方公共団体の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第14条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第15条 乙は、特定個人情報等の管理の状況について、甲が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の報告その他特定個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、乙はそれに協力しなければならない。なお、甲は、必要に応じて地方公共団体に甲の代わりに調査を行わせることができるものとする。

3 乙は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、特定個人情報等の管理の状況について、甲が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16条 甲は、乙が本特約条項に違反していると認めるときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(本契約との関係)

第17条 本覚書は、本契約の効力を失わせるものではなく、双方ともに効力を有するものとする。ただし、本契約と本覚書で明らかな矛盾がある場合は、本覚書が優先するものとする。

2 個人情報に関する本契約第22条は、本覚書に矛盾しない範囲で、特定個人情報にも準用されるものとする。この場合において、同条第4項に記載の「行政機関保有個人情報保護法第54条」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第49条」と読み替えるものとする。

(管轄合意)

第18条 本覚書に関連する紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の報告その他特定個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、乙はそれに協力しなければならない。なお、甲は、必要に応じて地方公共団体に甲の代わりに調査を行わせることができるものとする。

3 乙は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、特定個人情報等の管理の状況について、甲が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16条 甲は、乙が本特約条項に違反していると認めるときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(本契約との関係)

第17条 本覚書は、本契約の効力を失わせるものではなく、双方ともに効力を有するものとする。ただし、本契約と本覚書で明らかな矛盾がある場合は、本覚書が優先するものとする。

2 個人情報に関する本契約第22条は、本覚書に矛盾しない範囲で、特定個人情報にも準用されるものとする。この場合において、同条第4項に記載の「行政機関保有個人情報保護法第54条」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第49条」と読み替えるものとする。

(管轄合意)

第18条 本覚書に関連する紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

上記覚書を証するため本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

(契約締結日、当事者の署名・押印 略)

上記覚書を証するため本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

(契約締結日、当事者の署名・押印 略)

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における
本人確認の番号法上の整理

- 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における番号法16条に基づく本人確認・番号確認は、個人番号カードの券面事項入力補助APの活用により行う。

- 具体的には、
 - ・番号法施行規則第3条第2号ロ（官公署から発行された書類に係る電磁的記録の送信）に基づき、券面事項入力補助APの情報送信により番号確認を行うとともに、
 - ・同規則第3条第2号ニに基づき、券面事項入力補助APを利用する際の所持認証（個人番号カードの所持）、知識認証（暗証番号入力）により、「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法」として、本人確認を行うもの。

- 接種証明書の電子交付については、開始のタイミングで国内利用についても開始することを想定しており、一時的に大量発行が行われる可能性があるところ、暗証番号の誤り等により申請者への交付が滞ることや、これに伴い、市町村の窓口が混雑することを避ける必要があることにも鑑み、市町村の負担軽減やユーザビリティの観点から、券面事項入力補助APを活用することとしている。

- また、送信情報の真正性の確認の観点からは、券面事項入力補助APから取得する情報（4情報及びマイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて検証を行い、その真正性を確認することとしている。

- その他、電子交付機能においては、各種特定個人情報の保護のための措置を講じている。

以上

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における
特定個人情報の保護のための措置

- 交付申請には、個人番号カードの IC チップ読み取り（券面事項入力補助 AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助 AP の暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
 - 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
 - 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
 - 券面入力補助 AP を活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する。
 - 送信情報の真正性の確認の観点からは、面事項入力補助 AP から取得する情報（4 情報及びマイナンバー）に付されている署名について、VRS において検証を行い、送信情報の真正性を確認する。
 - 電子交付アプリと VRS との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止する。
- ※電子交付機能において、ミラボ社から特定個人情報を取り扱う事務の再委託は行わない。

以上

新型コロナワクチン接種証明書アプリ 利用規約（案）

本利用規約は、デジタル庁が提供する新型コロナワクチン接種証明書アプリ（以下、「本アプリ」という。）の利用に適用されます。本規約を参照して、承諾する、同意する、その他同様の用語が記載されたボタンやボックスをタップ等すること（以下、総称して「承諾」という。）により、利用者が個人として、又は利用者の法定代理人として、本規約に従うことに同意したことを認めるものとします。

なお、本規約は、アプリ内のメニューボタンからいつでも確認することができます。

第1条 目的

1. 本規約は、デジタル庁が運営する本アプリの利用に関し、本アプリの利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

第2条 定義

1. 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。
 - 一 「利用者」とは、本アプリを利用して本アプリが提供する各種機能の利用を行う者をいいます。
 - 二 「接種証明書」とは、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の2に規定する予防接種証明書をいいます。接種証明書は、氏名、生年月日等の人定情報、接種したワクチンの種類、接種日等の接種記録、証明書発行者、証明書識別番号、発行年月日及び二次元コードの情報を含みます。
 - 三 「二次元コード」とは、接種証明書に記載される、縦・横方向の二次元で情報を持つコードをいいます。二次元コードにどのような情報が含まれるかについては、デジタル庁のウェブサイト等で周知されます。
 - 四 「VRS」とは、デジタル庁が構築・運用するワクチン接種記録システムをいいます。VRSでは、市町村（特別区を含む。以下、同じ。）等が実施した新型コロナウイルス感染症予防接種の接種記録情報及び被接種者情報を市町村ごとに管理します。

-
- 五 「接種証明書の発行」とは、本アプリが提供する機能を利用して、利用者が自身の接種記録を管理する市町村等に接種証明書の電磁的記録の交付請求を行い、交付を受けることをいいます。
- 六 「請求先」とは、利用者が接種証明書の発行を求める先の市町村等のことをいいます。
- 七 「券面入力補助 AP 格納情報」とは、利用者が接種証明書の発行にあたって利用する個人番号カードの券面入力補助 AP に格納されている、個人番号カードの所有者の個人番号、氏名、生年月日、性別、住所の情報をいいます。
- 八 「旅券情報」とは、利用者が接種証明書の発行にあたって利用する旅券の Machine Readable Zone に含まれる情報のうち、氏名、旅券番号、国籍・地域、生年月日、旅券の有効期限の情報をいいます。
- 九 「接種証明書の表示」とは、発行された接種証明書を本アプリの画面上で表示し、その内容を閲覧できるようにすることをいいます。
- 十 「Google Play 規約」とは、Google Play 利用規約、Google Play ビジネス及びプログラムポリシー、又は Google が Google Play のデフォルトのエンドユーザーライセンス条項として指定するその他の条項をいいます。

第3条 利用者の責任

1. 利用者は、自己の責任と判断に基づき本アプリを利用し、本アプリの利用に伴って取得できる接種証明書を適切に管理するものとし、デジタル庁及び請求先に対しいかなる責任も負担させないものとします。
2. 利用者は、本アプリに関する法令（法令の規定により定める事項を含みます。以下同じ。）及び本アプリのプライバシーポリシーに掲載する事項に従って、本アプリを利用するものとします。
3. 利用者は本人の操作によって接種証明書の発行を行うことを原則とします。

第4条 接種証明書の発行にあたって同意する事項

1. 利用者は券面入力補助 AP 格納情報を本アプリより VRS に送信し、券面入力補助 AP 格納情報の改ざん検知措置及び真正性の検証を受けます。

-
2. 利用者は券面入力補助 AP 格納情報のうち、個人番号、氏名、生年月日を本アプリより VRS を通じて請求先に送信します。
 3. 利用者は旅券情報を本アプリより VRS に送信し、請求の正当性の検証を受けます。
 4. 利用者は旅券情報のうち、氏名、旅券番号、国籍・地域を本アプリより VRS を通じて請求先に送信します。
 5. 請求先は、VRS 上において、利用者が送信した個人番号を用いて、請求先が管理する接種記録を照会します。照会した結果、適切な接種記録が存在する場合、請求先はその接種記録並びに送信された氏名、生年月日及び旅券情報（ただし、旅券情報は利用者が送信した場合に限る。）に基づいて、本アプリを通じて接種証明書を交付します。交付された接種証明書は、本アプリ内に保存されます。
 6. 請求先は、VRS により、交付される接種証明書の内容に基づき、その内容の真正性を担保するための電子署名を行い、それを含んだ二次元コードを接種証明書に付与します。
 7. 利用者は、発行にあたって利用する個人番号カード及び旅券について、有効期限内で、失効しておらず、正当なものを利用することとします。
 8. 利用者が不正確又は不完全な情報を提供した結果として、利用者が被ったいかなる損失又は損害についても、デジタル庁又は請求先は故意又は重過失がない限り責任を負いません。

第 5 条 接種証明書の表示にあたって同意する事項

1. 接種証明書及びそれに記載される二次元コードは、個人情報を含みます。デジタル庁又は請求先は、利用者による接種証明書及び二次元コードの利用又は誤用について、デジタル庁又は請求先の故意重過失がない限り、責任を負いません。
2. 利用者が不正確又は不完全な情報を表示・提示した結果として、利用者が被ったいかなる損失又は損害についても、デジタル庁又は請求先は故意又は重過失がない限り、責任を負いません。
3. 利用者は、表示された接種証明書を削除することで、本アプリ内から該当の接種証明書のデータを削除することができます。削除した接種証明書を再度表示することはできません。再度表示する必要がある場合は、改めて接種証明書の発行を行います。

第6条 二次元コードの読み取り機能の利用にあたって同意する事項

1. 読み取った内容は、本アプリの画面上に表示されますが、その情報は記録・保存されません。

第7条 本アプリのその他の機能の利用にあたって同意する事項

1. 利用者は、本アプリに保存された接種証明書を、外部アプリを利用して出力する場合、出力後の取り扱いについては、出力先の当該外部アプリの利用規約に従います。

第8条 代理申請の手続

1. 第3条第3項の定めにかかわらず、利用者が15歳未満であって本人が接種証明書の発行を行うことが困難である場合等、その他やむを得ない事由がある場合には、利用者は法令の範囲内で自らの法定代理人をして接種証明書の発行を行うことができるものとします。当該代理を受けて本アプリを操作する者は、本規約等を遵守のうえ、接種証明書の発行を行うものとします。
2. 本アプリにおいては、利用者本人の個人番号カードにより申請が行われたことをもって利用者本人又は法定代理人により申請が行われたことを確認することとし、代理人による接種証明書の発行によって損害が生じた場合においても、デジタル庁又は請求先は、故意又は重過失がない限り責任を負いません。

第9条 本アプリに関する知的財産権

1. デジタル庁が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、デジタル庁に帰属します。
2. 本アプリを通じて利用できる全ての商号、商標、標章、サービスマーク、ロゴ、シンボル、キャラクター及び著作物は、それぞれの権利者の財産であり、本アプリ又は本利用規約に含まれるいかなる内容も、権利者の書面による事前の明示的な同意なしに、商号、商標、標章、サービスマーク、ロゴ、シンボル、キャラクター及び著作物を利用する権利を付与するものと解釈されることはありません。
3. 利用者は、本アプリの利用に際し、デジタル庁が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。

-
- 一 本利用規約に従って本アプリを利用するためにのみ使用すること。
 - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、本アプリの任意の部分をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルしないこと。
 - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
 - 四 デジタル庁が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

第10条 利用可能時間及び利用の停止等

1. 本アプリの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。
2. デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、利用者に対し、事前にデジタル庁のウェブサイト等に掲載して、本アプリの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本アプリの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。
 - 一 機器等のメンテナンスが予定される場合
 - 二 天災、事変、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症に限る）のまん延その他の非常事態が発生した場合
 - 三 本アプリ又はVRSの重大な障害が発生した場合
 - 四 その他、デジタル庁において、本アプリ又はVRSの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合
3. デジタル庁は、本アプリ又はVRSの利用が著しく集中した場合には、本アプリの利用を制限することができるものとします。

第11条 禁止事項

1. 利用者は、本アプリの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 詐欺その他の違法な目的で本アプリを利用すること。
 - 二 本アプリに対し、不正にアクセスすること。
 - 三 本アプリ又は本アプリを利用可能にするために使用されるサーバー若しくはネットワークの運用を阻害し、妨害すること。（これには、その手段として本アプリの任意の部分をハッキング又は改ざんすることも含まれます。）

四 本アプリの管理及び運営を故意に妨害すること。

五 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

六 その他、本アプリの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

2. デジタル庁は、利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、本アプリの利用を停止させることができるものとします。
3. デジタル庁は、利用者が本利用規約に違反した、本利用規約に矛盾して行動したと合理的に判断した場合又は、本アプリのセキュリティ若しくは完全性を維持するために必要であると合理的に判断した場合に、いつでも本利用規約を解除することができます。かかる解除が有効になると、本アプリを利用する利用者の権利は直ちに停止し、利用者は本アプリを削除しなければなりません。明示的又は黙示的に、本利用規約の解除時若しくは解除後も効力を発する、又は効力を継続することを意図した本利用規約の条項は、引き続き完全に効力をもち続けるものとします。

第12条 利用者の設備等

1. 利用者は、本アプリを利用するために必要なすべての機器（ハードウェア、ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続や費用は、利用者が自己の責任で行うものとします。
2. 本アプリを利用するために必要な個人番号カード又は旅券を取得又は更新するための費用その他本アプリの利用に係る一切の費用は、利用者の負担とします。

第13条 本アプリの更新

1. デジタル庁は、本アプリの更新バージョンを随時無料で提供する場合がありますが、その提供は義務ではありません。これらの更新バージョンは、Google Play や App Store 等サードパーティのデジタル配信プラットフォームを通じて（利用者が最初にダウンロードした本アプリの更新バージョンとして）入手できます。このようなサードパーティ配信プラットフォームの利用は、利用者と Google や Apple 等サードパーティプロバイダーとの間の個別の契約に準拠し、配信プラットフォームの利用可能性と機能についてデジタル庁は責任を負いません。

-
2. サードパーティプロバイダーとデバイスが対応している場合には、本アプリの更新バージョンが自動的にダウンロード及びインストールされる場合があります。それ以外の場合、サードパーティプロバイダーの指示に従い、このような更新バージョンを手動でダウンロードしてインストールする必要があります。いずれの場合も、デジタル庁は本アプリの最新バージョンの利用者にのみサポートを提供し、古いバージョンについてのサポートを保証していません。

第14条 サードパーティのリソース

1. デジタル庁は、Google や Apple 等サードパーティが利用可能にし、所有しているいかなるリソース（以下、「サードパーティのリソース」という。）の正確性、有効性、適時性、網羅性、信頼性、完全性、品質、合法性、有用性、安全性又は、そこに含まれる知的財産権について、管理も承認もせず、また責任も負いません。本利用規約のいかなる内容も、サードパーティのリソースに対する、デジタル庁による保証とはみなされません。デジタル庁はサードパーティのリソースを監視する義務を負わず、また本アプリを介したサードパーティのリソース（全て又は一部）へのアクセスをいつでもブロック又は無効にすることができます。さらに、サードパーティのリソースが本アプリ又はデジタル庁が提供するその他の手段を介して配布される場合であっても、サードパーティのリソースについてのデジタル庁による承認又はデジタル庁との提携を意味するものではなく、利用者とサードパーティとの間に法的関係を構築するものではありません。
2. 利用者は、サードパーティのリソースの利用に当たり、次の各号に掲げる事項に同意します。
 - 一 デジタル庁ではなく、関連するサードパーティが、そのリソースの性能（技術サポートを含みます。）、そのウェブサイトのコンテンツ、及び利用者データの利用について単独で責任を負うこと。
 - 二 デジタル庁は、サードパーティ又はサードパーティのリソースについて利用者に対し一切の法的責任を負わないこと。
 - 三 利用者は、デジタル庁の権利又はその他の者の権利を侵害し、又はこれに違反するような方法で、サードパーティのリソースを利用しないこと。

第15条 免責事項

-
1. デジタル庁又は請求先は、本アプリの利用及び利用できないことにより利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、デジタル庁又は請求先が自らの故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の当該全部又は一部については、この限りではありません。
 2. デジタル庁又は請求先は、本アプリの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生した利用者又は他の第三者が被った損害について故意又は重過失がない限り一切の責任を負わないものとします。
 3. デジタル庁又は請求先は、本アプリの利用に際しマルウェア感染等で生じた被害について、デジタル庁又は請求先の故意又は重過失がない限り責任を負わないものとします。
 4. デジタル庁は、コンピュータ若しくは電気通信の誤動作、又は、その他の不可抗力事象の結果等理由を問わず、いつでも本アプリの提供を中止することができます。

第16条 利用規約の改正

1. デジタル庁は、本利用規約をについて、必要に応じて全部または一部を変更する場合があります。この際、変更が利用者の一般の利益に適合し、又は、変更が、本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本利用規約及び効力発生日について、デジタル庁のウェブサイトで周知し、効力発生日を経過することで本利用規約を変更するとします。
2. 本利用規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本利用規約の適用について、変更箇所を示した上で、再度、利用者の個別の同意を得ることとします。

第17条 準拠法及び合意管轄裁判所

1. 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。
2. 本アプリの利用に関連してデジタル庁と利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

第18条 その他

1. 本利用規約は、本アプリをダウンロードしてインストールし、利用者が「承諾」を示した時点で発効し、解除するまで有効です。利用者は、本アプリを削除することにより、事前の通知なしにいつでも本利用規約を解除することができます。
2. 本利用規約のいずれかの条項が違法、無効又は、何らかの理由で執行不能であることが判明した場合、その条項は本利用規約から分離可能であると見なされ、残りの条項の有効性及び執行可能性に影響を与えません。

以上

新型コロナワクチン接種証明書アプリ プライバシーポリシー（案）

新型コロナワクチン接種証明書アプリ（以下「本アプリ」という。）は、デジタル庁が提供し、市町村（特別区を含む。以下、同じ。）等がこれを利用して、接種証明書を発行するものです。接種証明書を発行する市町村等その他の関係者は、我が国の、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、接種証明書を発行する市町村等の個人情報保護条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「マイナンバー法」という。）、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）その他の法令に則り、本プライバシーポリシー（以下「本ポリシー」という。）に従って、本アプリにおいて提供するサービスの円滑な運営に必要な範囲で、本アプリを利用される皆様の情報を収集し取り扱います。

1. 取得する個人情報の範囲

（1）本ポリシーにおいて、「個人情報」とは、マイナンバー法第 2 条第 3 項にいう個人情報をいいます。

（2）接種証明書を発行する市町村等は、予防接種法附則第 7 条第 1 項、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）附則第 18 条の 2 及びマイナンバー法第 9 条第 1 項別表第 1 の 10 に基づき、接種証明書を発行するため、個人情報の以下の項目を取得します。（*は海外用の接種証明書を発行する場合のみ取得します。）なお、それぞれの項目の取得は下記の方法によります。

① 本アプリによるマイナンバーカードの読み取り

- 個人番号
- 4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）

② 本アプリによるパスポートの読み取り

- 国籍*
- 旅券番号*
- 旅券の有効期間満了日*

デジタル庁は、本アプリの改善・修理・維持、品質・安全確保対策のため、個人情報の以下の項目を取得します。これらの項目は、接種証明書を発行する市町村等は取得しません。

① 本アプリの動作に伴い自動的に取得

- 本アプリの改善のために必要な本アプリの動作情報（本アプリで実施した処理の内容、処理が行われた時刻、処理の成功/失敗、実施時の状態等。）及び本アプリの利用環境に関する情報（利用している本アプリのバージョン、利用端末の OS、OS バージョン、端末機種を指す。以下、動作情報とあわせて「動作情報等」という。）

② 本アプリへのお問い合わせの受付を行うメールフォーム等やお問い合わせのための電子メールへの利用者の記入により取得

- メールアドレス等の連絡先
- お問い合わせ内容

以下の情報は、従前より接種証明書を発行する市町村等が保有する項目であり、接種証明書の発行に用いられます。

- 新型コロナウイルス感染症予防接種の接種記録
 - 接種したワクチンの種類・メーカー・製品名
 - 接種したワクチンの製造番号
 - 接種年月日
 - 接種主体の自治体名

（3）利用者は、本アプリを通じて、利用者以外の他者の個人情報を、当該他者の接種証明書を発行する市町村等に提供する場合、利用者が当該他者の個人情報を我々に対して提供する権限を有し、本ポリシーに従ってその情報が使用されることを許可することを表明し保証しなければなりません。

2. 個人情報の利用目的

（1）接種証明書を発行する市町村等は、本アプリで取得した個人情報を、以下の目的の範囲内で利用いたします。

① 予防接種法附則第 7 条第 1 項及び予防接種法施行規則附則第 18 条の 2 に基づく接種証明書の発行。以下を含みます。

- 請求情報の改ざん検知、真正性の検証
- 接種証明書及びそれに記載される二次元コードの発行
- 接種証明書の発行履歴の保存

（2）デジタル庁は、本アプリで取得した個人情報を、以下の目的の範囲内で利用いたします。

① 本アプリの改善・修理・維持、品質・安全確保対策の実施。以下を含みます。

- 法令、規制、契約上の要件への対応や、システムの円滑な運用の検証
- 不正防止及び不正セキュリティ監視（例えば、サイバー攻撃を検出及び防止するため）

② メール等でのお問合せへの回答

（３）接種証明書を発行する市町村等が、本アプリを通じ、接種証明書の発行履歴としてワクチン接種記録システム（デジタル庁が構築・運用するシステムで、市町村等が実施した新型コロナウイルス感染症予防接種の接種記録情報及び被接種者情報を市町村等ごとに管理するもの）に保存する情報は、氏名、生年月日、国籍・地域及び旅券番号に限ります。このうち、国籍・地域及び旅券番号は、海外用の接種証明書を発行する場合に限ります。

（４）発行された接種証明書は、本アプリ導入端末内に保存されます。

3. 利用及び提供の制限

（１）接種証明書を発行する市町村等及びデジタル庁は、法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を目的以外のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。また、マイナンバー法第２条第８項に規定する特定個人情報については、同法の定めるときを除き、目的以外のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

（２）接種証明書を発行する市町村等及びデジタル庁は、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護の重要性を強く認識し、当該個人情報の利用目的の範囲内でこれを行います。また、個人情報の取扱いの全部又は一部の処理等を第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

4. 業務委託

（１）デジタル庁は、本アプリ並びにサポートデスク及びコールセンターの運用の全部又は一部を業務委託（デジタル庁からの直接の業務委託だけでなく、当該業務委託に係る再委託及び再々委託も含まれます。）することに伴い、当該委託先において本アプリを通じて取得する情報（メール等でのお問合せへの回答のために取得するメールアドレス等）もしくはサポートデスク又はコールセンターで取得した情報を取り扱わせる場合があります。この場合、デジタル庁は、当該委託先に対して、適正な安全管理措置を講じさせるよう、管理・監督を行います。

(2) デジタル庁との業務委託関係にあり、本アプリを通じて取得する情報もしくはサポートデスク又はコールセンターで取得した情報を取り扱う委託先については、デジタル庁のウェブサイト等で公表します。

5. 安全確保の措置

個人情報の取扱いに際しては、収集した情報を適切に管理し、漏えいや滅失又はき損のないよう、必要な措置を講じます。

6. 利用者の権利

(1) 本アプリを通じて提供された個人情報の開示、訂正、追加、削除、又は個人情報の利用停止をご希望の場合につきましては、下記の「問合せ先」に従い、接種証明書を発行する市町村等又はデジタル庁にお問い合わせください。当該自治体又はデジタル庁において、当該自治体の個人情報保護条例又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいた手続をご案内いたします。

(2) アプリ利用者のアプリ導入端末から本アプリを削除した場合、アプリ導入端末内に記録された全ての情報は、削除され、復元できなくなります。

7. 統計情報の利用

接種証明書を発行する市町村等は、当該市町村等が取得する本アプリに関する個人情報から、統計情報（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報）を作成し、デジタル庁に提供することがあります。接種証明書を発行する市町村等又はデジタル庁は、統計情報から特定の個人を再識別したり、再識別を試みたりすることはありません。また、デジタル庁は提供を受けた統計情報について、法令に基づき活用及び開示を行う場合があります。統計情報は個人に関する情報ではなく、本ポリシーは、統計情報には適用されません。

8. プライバシーポリシーの更新

本ポリシーは改定されることがあります。本ポリシーの変更は、改訂された本ポリシーをデジタル庁のウェブサイトに掲載した時点で有効となります。

9. 適用範囲

本ポリシーは、本アプリにおいてのみ適用されます。

10. 問合せ先

(1) 本アプリの利用におけるプライバシーに関するご質問等については、本アプリ内又はデジタル庁のウェブサイト内に掲載し、デジタル庁が指定するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(2) 本アプリで利用される接種記録については、接種証明書を発行する市町村等に直接お問い合わせください。

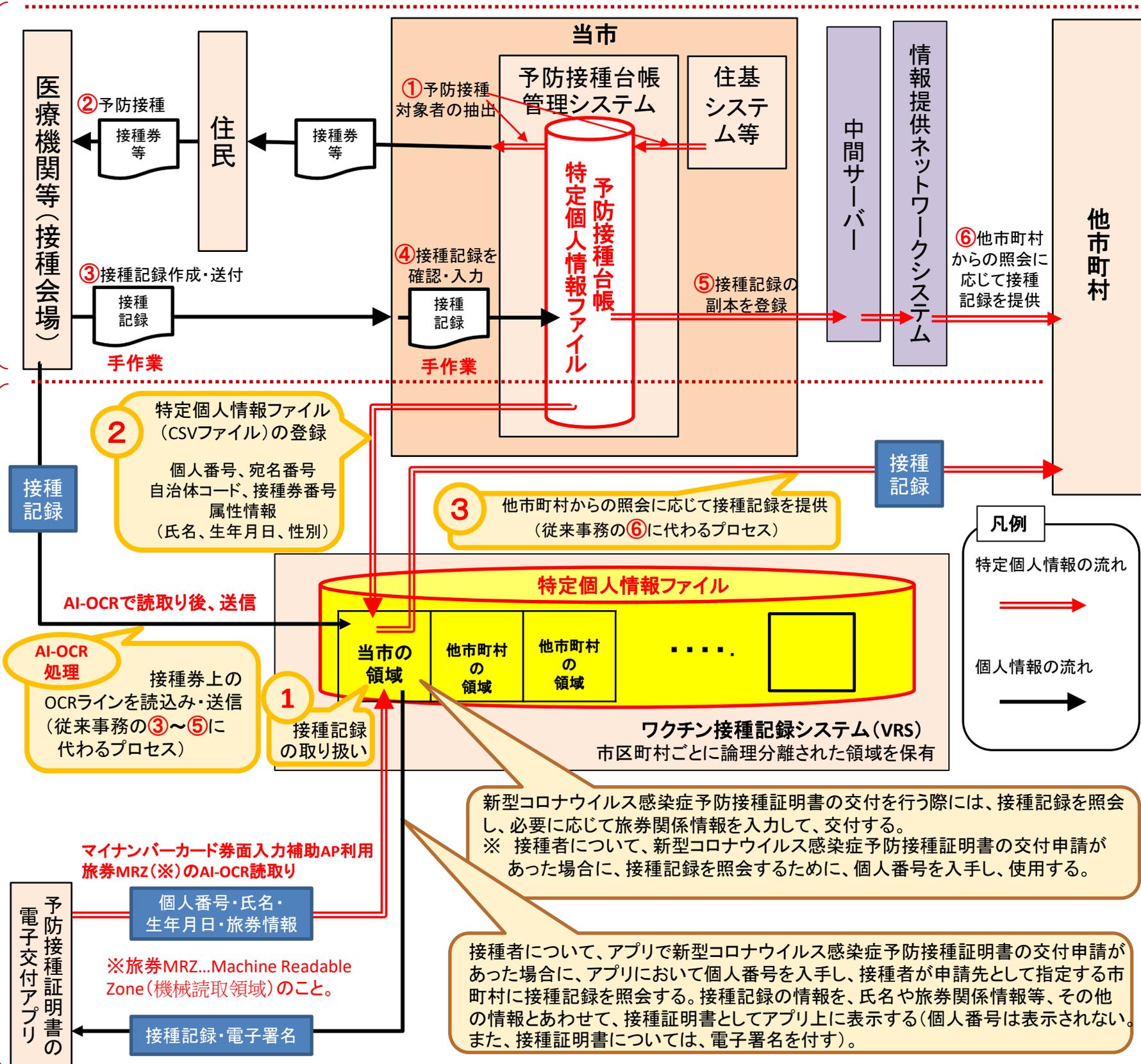
以上

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR 処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。

従来の予防接種の事務(従来事務)

新型コロナの予防接種の事務



新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項
(特定個人情報等の提供の運用変更に伴う追加分)

令和 3 年 12 月 3 日

本確認事項において使用する用語は、別段の定めのない限り、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（以下「本規約」という。）における用語と同様の意味とします。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第 1 条 情報保有市区町村は、本規約第 3 条第 1 項（5）の規定に関わらず、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRS に記録されている情報保有市区町村が保有する特定個人情報等を、VRS の機能を活用して情報照会市区町村へ提供できるものとします。

2 市区町村は、本確認事項への同意により、前項についても同意したものとみなします。

(その他)

第 2 条 本確認事項に記載がない事項又は記載事項の疑義については、デジタル庁は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。

2 市区町村による本確認事項への同意は、VRS の本確認事項への同意確認機能により行うこととします。

以上

VRS による他自治体への接種記録照会にあたって本人同意が不要となることに係る番号法上の法的整理

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種にあたり、接種券の発行が必要な場合の転出入時の市町村間の接種記録照会は、その必要性・緊急性に鑑み、番号法第 19 条第 16 号（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は、本人の同意を得ることが困難であるとき）を根拠とし、実施している。
- 今般、新型コロナ感染症対策を緊急的に検討する中において、追加の 3 回目接種の実施方針が決定され、3 回目接種のために予め本人の同意を取得する運用を定めることは困難であったところ。
- 加えて、2 回接種をした後原則 8 か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう 3 回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても 3 回目の接種券を送付する場合、感染対策で窓口混雑の抑制・接触制限が求められるとともに、時間的制約がある中で、これまでの 1・2 回目接種の際よりも多くの転入者が見込まれる中、接種券を送付すべき時期までに本人の同意を得ることが困難であることが想定される。
- 上記を踏まえ、3 回目の接種券の送付のため、転出前の市町村の接種記録を照会することについては、番号法第 19 条第 16 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」として「本人の同意を得ることが困難なとき」に該当するものと考えられる。

以上